

会 議 錄

会議の名称		指定管理者選定委員会（第26回）	
事務局		企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時		平成27年8月26日（火）18時00分～20時20分	
開催場所		小金井市役所第二庁舎8階 801会議室	
出席者	委 員	出席委員 5人 委員長 武田 真一郎 委員 副委員長 益田 あゆみ 委員 委員 飯島 康 委員 井原 秀憲 委員 本木 紀彰 委員 欠席委員 0人	
	担 当 課	市長 稲葉 孝彦 介護福祉課高齢福祉担当課長 鈴木 茂哉 介護福祉課高齢福祉係係長 佐藤 恵子 都市整備部長 東山 博文 交通対策課長 畑野 伸二 交通対策係長 府川 真之 交通対策課主事 澤田 陽	
	事務局	企画政策課長 水落 俊也 企画政策課長補佐 中田 陽介 企画政策課係長 廣田 豊之	
傍聴の可否		可	一部不可
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 平成27年度 諮問第3号 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について (2) 平成27年度 諮問第4号 武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設の指定管理者候補者の選定について (3) その他 3 閉会	
会議結果		別紙会議録のとおり	

第26回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成27年8月26日(水)午後6時00分～午後8時20分
場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室
出席委員 5人
委員長 武田 真一郎 委員
副委員長 益田 あゆみ 委員
飯島 康 委員 井原 秀憲 委員
本木 紀彰 委員
欠席委員 0人

市 長 稲葉 孝彦

担当課職員

介護福祉課高齢福祉担当課長 鈴木 茂哉
介護福祉課高齢福祉係係長 佐藤 恵子
都市整備部長 東山 博文
交通対策課長 畑野 伸二
交通対策係長 府川 真之
交通対策課主事 澤田 陽

指定管理者候補者団体

社会福祉法人聖ヨハネ会 2人
公益社団法人小金井市シルバー人材センター 3人

事務局職員

企画政策課長 水落 俊也
企画政策課長補佐 中田 陽介
企画政策課係長 廣田 豊之

(午後6時00分 開会)

◎委員長 第26回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。本日は、お手元の次第にもありますように、2件の指定管理者候補者の選定を行う予定でございます。

それでは、本日の審議の進め方について事務局より説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 本日の審議の進め方でございます。先ほど、委員長からご説明がありましたとおり、本日は2施設について審査をお願いしたいと存じます。

本日の2施設につきましては、指定管理者候補者を公募によらない選定という形で選定いただきたいと考えております。公募によらない選定については、手続の流れは前回の7月の選定委員会と同様ですが、簡単に説明したいと思います。

お手元にお配りしました参考資料の「指定管理者選定委員会における選定の流れ」をご覧いただきたいと存じます。指定管理者候補者の選定については、条例第2条に示すとおり、原則公募にて選定しておりますが、条例第5条に該当する場合は、指定管理者候補者を公募によらず選定ができると規定しております。その条件としましては、条例第4条の各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより、設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める団体であることが必要になります。

さらに、公募によらない選定においては、その選定理由が条例施行規則第6条に規定されておりまして、ここに掲げる理由に該当する必要があります。今回の2施設につきましては、条例及び条例施行規則に規定された内容に該当することから、公募によらない選定を行いたいと考えております。

審議の進め方でございますが、最初の20分程度で担当課及び団体より簡潔に施設概要、事業計画書等の説明をいただきまして、次の15分程度で質疑応答を行います。その後、団体にはご退席いただきまして、最後の10分程度で、その団体が指定管理者候補者として適切であるか等をご審議いただきまして、意見等もあれば付して答申をいただきたいと考えております。1施設当たり、大体45分程度の審議時間としたいと考えております。

なお、事前に送付できなかった資料がございまして、そちらにつきましては、恐れ入りますが、本日、机上に配布させていただいております。

また、本日、審査をお願いしております2施設の過去の答申書についても配布させていただいておりますので、ご参考にしていただければと思います。

◎委員長 ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、ただいまの説明につきましてご質問等はございますでしょうか。

公募によらないのが例外的な決め方ということですが、前回も同様でしたので、制度の仕組みは皆さん、おわかりになっているかと思います。個別の妥当性は後の審議の中で検討したいと思います。

それでは、本日、市長から審議に当たりまして諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎稻葉市長 それでは、諮問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

小企企発第92号
平成27年8月26日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 武田 真一郎 様

小金井市長 稲葉 孝彦

諮詢書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮詢します。

記

1 平成27年度諮詢第3号

小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター

所在地 東京都小金井市本町二丁目10番13号

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都小金井市桜町1丁目2番20号

団体名 社会福祉法人 聖ヨハネ会

代表者氏名 理事長 渡邊 元子

【指定の期間】

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 平成27年度諮詢第4号

武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設の指定管理者候補者の選定について

【指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称】

名 称 武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設

所在地 東京都小金井市本町六丁目1番外

【指定管理者の候補者団体の名称】

所在地 東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号

団体名 公益社団法人小金井市シルバー人材センター

代表者氏名 会長 志田 尚紀

【指定の期間】

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎委員長 ただいま市長から諮問をいただきました。市長におかれましては、公務のため退席されます。

◎稲葉市長 申し訳ありません。結果に対しては担当から説明を受けますので、どうぞよろしくお願ひいたします。お世話になります。

(市長退席)

◎委員長 それでは、早速、平成27年度諮問第3号、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。

本件につきましては、説明のため、担当課及び団体の方にご出席をいただいております。簡単に自己紹介をお願いいたします。担当課からですね。

◎鈴木高齢福祉担当課長 福祉保健部高齢福祉担当課長をしております鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひします。

◎委員長 では、団体の方、お願いします。

◎聖ヨハネ会 社会福祉法人聖ヨハネ会、藤井と申します。担当は、ヨハネ本部入所施設、東京施設を担当しております。高齢福祉部門の統括施設長を代理しておりますので、きょうはその立場で参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎聖ヨハネ会 社会福祉法人聖ヨハネ会小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターのセンター長を務めております山極と申します。どうぞよろしくお願ひします。

◎委員長 それでは、施設の概要及び事業計画書等につきまして、20分程度で説明をお願いいたします。

◎鈴木高齢福祉担当課長 改めまして、高齢福祉担当課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理候補者の選定についてということで概要を説明させていただきます。

初めに、お手元の資料(5)の③をお開きいただきたいと存じます。法人のパンフレットがございます。パンフレットを2枚おめくりいただきまして、左の中ほどに、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターがございますので、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

今回、指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、名称は小金井市立本町高齢者在宅サービスセンター。位置、小金井市本町二丁目10番13号でございます。中央線の北側、小金井街道東側のけやき通り沿いの施設でございます。

本施設の開設は平成10年10月1日でございます。敷地面積は394.16平米。鉄筋コンクリート造りの3階建てでございます。建物の延べ床面積は748.35平米でございます。

なお、本センターにつきましては、小金井市立高齢者在宅サービスセンター条例があります。その条例の第3条で事業が規定されております。介護保険法に定める通所介護事業、地域支援事業及び小金井市高齢者食の自立支援事業の3種類の事業でございます。

通所介護につきましては、一般の通所介護と認知症対応型がございます。利用定員は、一般型が25名、認知症対応型が12名となっております。

次に、小金井市より委託しております事業についてご説明いたします。資料見出し、その他資料の業務管理仕様書の3「業務内容」をご覧いただきたいと存じます。

1枚おめくりいただきまして、(2)の「介護保険法に規定する地域支援事業」についてでございます。①、介護予防普及啓発事業では、介護保険法の地域支援事業に基づき、各種の脳活性化プログラムを実施することにより認知機能を維持し、運動習慣化とあわせて認知症の発症を抑制・遅延化するものでございます。

具体的には、一般的な高齢者を対象に週1回、定員12名、6ヶ月、2クールで脳トレーニングや体操等の認知症予防プログラムを、専門研修を修了したスタッフを中心に実施しております。

また、②、家族介護教室を年1回、講座形式で実施し、在宅介護を行うために必要かつ適切な介護知識等を利用者家族、地域町会、市民全体が参加できるよう企画から実施まで行っております。

さらに、認知症高齢者の家族交流事業として、③、家族介護継続支援事業も実施されており、月に1回、交流会を開催しております。

次に、(3)の高齢者食の自立支援事業でございます。こちらは、ひとり暮らし高齢者等で必要な方に栄養価の高い食事の配食を行うのですが、利用者の見守りを兼ねており、宅配職員が訪問先の利用者の異変を発見した場合は、センターと連携をしながら関係機関への連絡や救急車の要請、応急救護を行ってございます。通常配食のほかに、傷病等のために一時的に調理ができなくなった方や、病院から退院後、食事の自己管理が困難な方に緊急配食サービスも行っております。また、会食会や低栄養予防講座等、食関連のサービスを利用者の状態等に応じて行っている事業でございます。ただいまお話しさせていただいた事業について、今回、指定管理の業務の範囲としてお願いをするものでございます。

平成26年度の実績でございますが、資料の見出しの(7)に平成27年度事業計画書と平成26年度の事業報告書がございます。事業計画書の40ページの次に報告書がございます。報告書の42ページをお開きいただきたいと存じます。表にありますとおり、一般型の通所介護が延べで6,938人、認知症型の通所介護が延べで2,913人、また、配食サービスについては、通常配食の延べ配食数は2万4,457食、年度末登録者数は210人、緊急配食の延べ配食数は37食となっております。

次に、本センターの収支でございますが、資料見出し(8)、平成26年度会計決算書の41ページにございます事業活動収支計算書をご覧ください。収入全体では1億4,600万円の

決算になっているところでございます。この表のうち、収入の上から 7 行目、特別事業収入の欄、2,750万6,802円が小金井市の指定管理委託料になります。内訳は、食の自立支援事業に2,592万4,802円、介護予防プログラムに126万円、家族介護教室等に5万円、家族介護継続支援事業に27万2,000円となっているところでございます。

次に、今回、指定管理をお願いいたします社会福祉法人聖ヨハネ会の概要でございますが、先ほどご覧いただきました資料の見出しの（5）の③の冒頭に法人の概要がございます。ここにありますとおり、当該法人は広く社会福祉事業を展開しております。知的障害の方々に対するサービス、桜町病院、高齢者に対するサービスもさまざまあり、市内に2カ所ある特別養護老人ホームのうちの1カ所が桜町聖ヨハネホームでございます。また、市内4カ所ある地域包括支援センターのうちの1カ所である小金井北地域包括支援センターの事業運営も行っていただいているところです。

次に、本センターに関する直近の人員でございますが、平成27年7月1日現在、正職員4名、非常勤職員38名の計42名で行っています。平成27年度の事業計画につきましては、お手元の資料見出し（7）でお示ししたとおりでございますので、ご参照いただければと存じます。

なお、この施設の管理を行わせる公の施設の指定期間としましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間ということでお願いしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、概略を説明させていただきました。

次に、公募によらない選定をした理由についてご説明させていただきます。本施設につきましては平成10年10月1日に開設し、平成12年の介護保険制度開始前及び平成18年度の指定管理者制度導入前の当初より聖ヨハネ会に管理をお願いしております。この間、当法人の、常に弱者の視点に立って、一人一人の命、人間性を尊重し、病める人、苦しむ人、弱い立場の人々の身体的・精神的援助に努めるという方針のもと、高齢者福祉のため、職員研修等の人材の育成、利用者の安心利用のための職員の技術向上に努めているところでございます。

また、3回目の指定管理者選定に当たりまして、別添のとおり、6月に本町高齢者在宅サービスセンターの利用者及び家族120人を対象としてアンケート調査を実施いたしました。結果は、サービス利用に関してでは、非常に満足、あるいは、まあまあ満足が回答全体の94%となり、その内容として、職員の対応が誠実で優しい、きめ細やかな対応がよい等が49%あり、介護職員の質の高さに対するもので、統いて、サービス、活動内容に満足している、満足感があるというサービス面での回答が合わせて25%。生きがいになっている、通所が楽しみ、友人ができる、ほかの人と交流ができるうれしい等の利用者精神面の充足感が11%、その他、送迎がよい、家族への対応がよい等の利用者家族へのサポート体制の充実を示すものがございました。

運営法人の変更に関するアンケートにおいて、運営法人がヨハネ会からかわることについては、全体の56%が、絶対にかえないのでほしい、39%が、できればかえてほしくないとの結

果となり、かえてほしくないの割合が95%となってございます。また、よりよい法人になるのであればかわってもよいと答えたのは5%にとどまりました。

運営法人が現状のまま継続することを希望する理由として、運営体制やサービス内容に満足しているが30%、楽しい等の心の充足感があるが18%、職員の対応がよいが15%、環境の変化が不安であるが11%となっていて、ここでも本町サービスセンターの充実したサービスや職員の対応能力の高さが示されております。

運営法人をかえてほしくない理由として一番多かったのが、環境の変化に不安があるで全体の47%を占め、続いて、職員の対応、指導がよいが12%、運営方針に満足しているが7%、医療と連携しているので安心が7%と続いております。介護を必要とする高齢者、特に認知症の利用者の環境の変化は症状の悪化が懸念されるため、介護する家族側の不安が顕著にあらわれております。

今後、市町村によります介護予防、日常生活支援総合事業が運営されることになり、それまで予防給付、要支援者への介護サービスが全国一律だったものが、地域支援による市町村独自の取組を行う事業へ移行することとなりました。

小金井市におきましても、今後、平成28年度中に、総合事業における地域包括ケアシステムの構築について順次取り組んでいく予定でございますが、現在、本町サービスセンターが行っている食の自立支援事業の一部や独自事業の中には、その先駆的という事業がございます。

例えば、食の自立支援事業では、通所介護を行う事業所が配食サービスを行うことや、閉じこもり防止のための会食会、いっぷくカフェの開催により、いち早く適切な介護サービスに結びつけることができており、また、独自事業では、地域に開かれた施設を目指し、施設を町会の活動等に開放し、介護される方と、それまでつながりのあった地域社会との関係を継続させる地域社会支援や、商店会との地域行事参加等、協力関係を保つとともに、シニア世代のボランティア活動も積極的に進め、活躍の場の提供等、地域貢献にも努めているところでございます。このように、地域福祉の担い手として、利用者のニーズに対応したさらなるサービスの向上に努めているところであります。

また、市内に法人本部があり、かつ、地域連携医療相談室を設置している医療機関を併設しているため、緊急時等の応援体制も迅速に対応することができ、利用者、介護される側にとつては、よりきめ細かな医療を受けることができ、介護保険制度改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に取り組むに当たり大変有利となります。

また、平成24年度に小金井市と聖ヨハネ会との間で、本町サービスセンターのほか、市内に設置してある当法人の特別養護老人ホーム及び桜町高齢者在宅サービスセンターが災害時の二次避難所として協定を締結し、災害時における生活が困難となる高齢者、障害のある方等の対応に医療、介護の面でサポートできる体制となっております。

さらに、聖ヨハネ会の高齢福祉部門には、特別養護老人ホームをはじめ地域包括支援センター、ホームヘルパーステーション、訪問入浴ステーション、ケアマネジメントセンターがあり、

ご利用者の複合的な医療ニーズや介護ニーズに対し、ほぼワンストップに近い形で支援が提供できる体制にございます。

このように、聖ヨハネ会の70年近くにさかのぼる歴史の中で築いてきた施設や諸サービスは、市民の方々が年老いても住みなれた小金井で暮らしていくことを応援するものが取りそろえられており、法人本部を中心にさらに求心力を強め、法人内連携はもとより、よい社会貢献ができるよう努めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

◎委員長 ありがとうございました。今の事務局からの説明に対して、何か質問等はございましょうか。また後で質疑の時間もありますけれども、よろしいですか。

補足等がありましたら、団体の方から説明をお願いいたします。

◎聖ヨハネ会 ありがとうございます。本町センターのセンター長をやっております山極でございます。

基本的にはないんすけれども、先ほどのヨハネ会の法人の特徴ということで、基本協定書のところで、指定の意義にある「民間事業者である受託者の能力を活用しつつ、本施設の利用者などに対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって市民福祉の一層の精進を図ることにある」という協定書の第2条にある指定の意義を考えた場合に、私どもの受託者としての能力は、先ほど課長のお話にもありましたとおり、医療と介護の両方のサービスを有する社会福祉法人であるということだと考えます。

その折から考えたときに、病気と介護の問題というものは切っても切り離せないのですが、当法人が経営する桜町病院では内科からホスピス科まで10科を有しております、高齢期に抱える医療ニーズとか看取りのニーズに対応できる体制を整えております。また、桜町病院には、医療連携室のほかにも小金井訪問介護ステーションなどがあります、病診連携はもちろんのこと、法人内外の在宅介護を支える関係諸機関との連携をとて、市民の皆様の健康管理を行っております。

高齢福祉部門にも、先ほどご紹介いただいたようなさまざまなサービスがありますので、そういうもので連携しながら、市民の方々の介護と医療のニーズに対して応えていくことができるものと考えております。

以上でございます。

◎委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの施設の概要、また、提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思います。その前に、委員長から2点、質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、申請に当たりまして、役員の中に、市長、副市長、教育長、議員等本人または配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいておりますが、このことに間違いがございませんでしょうか。

◎聖ヨハネ会 はい。

◎委員長 もう1点ありますけれども、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますが、公募によらない選定ができるとの規定もございます。先ほど、公募しないことについて説明はなされたかと思いますが、再度、小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定にした理由について説明を簡潔にお願いいたします。

◎鈴木高齢福祉担当課長 詳細につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。同法人の事業実績あるいは経営努力を鑑みますと、指定管理者として、地域の皆様、利用者の皆様にも安心・安全ということで、介護サービスを提供していただいているということでございます。また、現在の事業内容を委託できる事業所は小金井市内にほかにはないということで考えてございます。

また、これまでの業務のノウハウがあり、引き続き指定管理をすることにより、利用者への負担の軽減も期待できるところでございます。さらには、市内に法人本部があるため、さまざまなバックアップが期待できるというところもございます。

以上でございます。

◎委員長 ありがとうございました。それでは、各委員からの質疑を行いたいと思います。ただいまの説明に対して、委員の皆様から何か質問、あるいはご意見等はございますでしょうか。

◎委員 私がちょっと疑問に思っていたのが、実際にずっとやられてきて、それで利用されている方のご意見というか、どういう感想をお持ちなのかなというのが、こちらの資料に入ってなかつたんです。それで、今、課長さんからのご説明で、多分そういうことだろうなとは思ひながらも、こちらの資料で聞いて初めて納得しました。この資料では、判断もできないじゃないのというのが正直な話だったんです。

それで、逆に、ちょっと意地悪い質問かもしれないんですけど、独自で指定管理者さんのはうで、利用者のアンケートとか声とかというのは何かまとめられたり、お聞きしたりということはやっておられるんでしょうか。それで、それを生かすとか。トラブルとか、なかなか細かな配慮が要ることなので、いろんな苦情というか、こうやってほしいとかって、いろいろあるんだとは思うんですけども、そういう意見は実際に吸い上げられたやり方をやっておられるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

◎委員長 では、事業者の方からお願ひいたします。

◎聖ヨハネ会 ご質問ありがとうございます。今回、指定管理の更新に伴う行政側のアンケートで、先ほどのような結果が残っておりますが、事業所でも独自のサービス、業務の改善アンケートということで、平成25年3月11日、3月23日、それぞれ実施をしております。本年度も、7月にそういった取組を行っております。ご利用者の声を拾う努力をできるだけしていきたいと考えております。どうしても私どもは、支援する側、される側という関係になりますので、やはりご利用者の一人ひとりのお声に耳を傾けて、そして、今の時代の

ご利用者様が何をお望みでいらっしゃるかということを聞く努力をしております。そして、それをもとに、サービスの改善として、例えば、パソコン教室という、今の時代でしたら当たり前のクラブも、利用者さんの時代においては、なかなかそういった教室になじみがなかったと思いますけれども、時代の変遷とともに、やはりパソコンに親しむ高齢者の方々も増えてきておりますので、そういったものについて開講するということです。

それから、音楽のニーズが非常に高いということですので、市内の各所のボランティア団体の方にお声かけをさせていただきまして、年間の事業計画の中にコンサートなどを細やかに入れていくと。一月の間に必ず1回、2回入れていくというようなことをさせていただきまして、そちらの面も地域交流ともなっているかなと考えております。そのような形で、利用者さんのお声に応えていこうとしているところです。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員長 ありがとうございました。■委員、よろしいですか。

◎委員 はい、結構です。ありがとうございます。

◎委員長 配っていただいた、このアンケートというのは市が実施されたんですか。

◎聖ヨハネ会 これは市のほうで実施されたものでございます。

◎委員長 満足度は高いという結果が出ているということですかね。

ほかに、ご意見、質問等はございますでしょうか。じゃあ、■委員、どうぞ。

◎委員 収支計画の中で、指定管理料として入れている金額はどの金額と読めばいいんでしょうか。

◎聖ヨハネ会 決算書で説明したほうがよろしいでしょうか。

◎委員 決算書はわかったので、収支計画で、今後、小金井市から指定管理料として支払う金額として予算を入れている数字といいますか、介護保険事業の中じゃないのかなと思ったんですけども。

◎聖ヨハネ会 来年度の計画ということですか。

◎委員 そうですね。収支計画で添付追加資料でいただいたものですが、こちらですと……。

◎鈴木高齢福祉担当課長 先ほど、私のほうでご説明させていただきました決算のほうの数字を申し上げたんですが、これにつきましては、(8)の会計決算書の41ページで、収入の欄の特別事業収入、2,750万6,802円、これが指定管理料、26年度の決算の数字というのが。

◎委員 確定数字ですよね。

◎鈴木高齢福祉担当課長 はい。

◎委員 で、計画書。今後、先5年……。

◎委員 きょう配布していただいた28から32年度の収支計画の中で、どこに入っていますかという質問ですね。

◎委員 はい。ありがとうございます。

◎聖ヨハネ会 (12) の1ページをご覧ください。平成28年から30年までがあります。インデックスで(12)という、そこに28年度から30年度が出ておりますが、この中の収入の欄で、2番目に「その他の事業収入」とありますが、ここで、食の自立、これ、配食関係ですが2,600万、その下は配食の利用料収入ですので、それは指定管理料には含みません。その下の介護予防事業、これは市の指定管理、158万2,000円です。それから、修繕費についての20万、この辺が市の指定管理になる形になります。

◎委員 わかりました。ありがとうございます。

◎委員長 今の1ページの表というのは、市から配分される管理料と事業収入がここに含まれているということですか。

◎聖ヨハネ会 この2のその他の事業収入は、介護保険収入以外のものが全部入っておりまして、ちょっと混在していてわかりづらい部分もありますが、実際に食の自立については、会食事業による事業の委託の予算で2,600万という形になっております。それから、介護予防も事業に関して158万2,000円ですので、運営費が市から出ているということはありません。建物が市の建物ですので、その建物に付随した設備関係の修繕費20万については市から出でいるというような形になっております。

◎委員 医療活動収支が2,700万なので、2,700万に相当する収入が見当たらなかったので、今、お聞きしました。ありがとうございます。

◎委員長 市からの委託料というのは一括してわかったほうがわかりやすいですよね。わかるときとわからないときとありますね。

◎委員 そうですね。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。■委員、どうぞ。

◎委員 私も■委員と全く同じ意見なんですが、実は今回、公募によらないということで中を見せていただいたんですが、一番大事な、利用者の方が現状をどういうふうにお考えになっているのか資料を全部見たんですけども、実はどこにもなかつたんですよ。先ほどご説明いただいて、今お配りいただいて、内容については理解させていただいたんですけども、先ほどのご説明も含めて、約7,000人ぐらい年間のご利用の方がいらっしゃる。当然、これは同じ方が何回も繰り返しということなんんですけども、それと比べると、アンケートの母数がやや少ないのかなという気がしないでもないんですね。要するに、こういうふうな形でお答えいただいているんですけども、これがご利用されている方、もしくは通所されている方、ご家族の方の意見の総意なのかなと考えると、果たしてそれでいいのかなというのはやや疑問があるものですから、このアンケートの仕方と、この内容でほとんど満足されているというご説明なんですけども、そういうことで私どもで判断していいのかどうか。やや数が少ないものですから、正直、ちょっと疑問なんですけども、できれば、このアンケートの仕方ですとか、それから、もう少し幅広くさまざまな方に現状の内容について聞くという、そういう取組をしているのかどうかお聞きしたいんですけども。

◎委員長 事務局に対する質問ですので、このアンケートの仕方ですかね。

◎佐藤介護福祉課高齢福祉係長 高齢福祉係長、佐藤と申します。よろしくお願ひします。きょう、当日の資料としてお手元にお配りしましたアンケートの結果だけお配りさせていただきまして申し訳ございませんでした。頭紙がもちろんございまして、平成27年6月10日から6月27日までの短い間で申し訳なかったんですけども、アンケートを本町サービスセンターに設置させていただきました。先ほど申し上げましたとおり、120部送付させていただきまして、対象となるサービスご利用者の方、先ほどから申し上げております一般の通所サービスの方、あと認知症デイサービス、かいてき健康クラブ、これは認知症予防通所教室のことです。あと、認知症を支える家族の集いと介護教室に通われている方。本町サービスセンターを利用されているご利用者様及びその家族の方120名を想定いたしまして、アンケートを実施させていただきました。

◎聖ヨハネ会 補足をさせていただきたいと思います。市のほうでアンケートをしていただいたこちらの、きょう配られている表は、今、係長からご説明があったとおり、認知症デイサービスのご利用者様を中心としておりますので、そちらが一般と予防で80名、認知症のデイで40名という登録ですので、合わせて120名という形になっております。先ほどの母数のことと言いますと、食の自立の配食事業につきましては、登録者数が約200名ぐらいいらっしゃいますけれども、こちらにつきましては、別途、食の自立の支援事業の第三者委員会というものを独自で要綱を作りました、近隣市でも配食事業をやっておりますけれども、そちらの近隣市ではない第三者委員会を作りました、ボランティアさんですとか民生委員の方々、配食の担当者、管理者、そういうものを迎えて、市の担当者の方もオブザーバーとして迎えさせていただきまして、配食サービスの向上にかかる意見交換、マニュアルの整備、試食会の実施などをサービスの業務の向上に努めているところです。

◎委員長 ただいまのご説明でよろしいでしょうか。

◎委員 先ほどお配りいただいた答申書の中に、付した意見の中に、利用者のニーズに対応したさらなるサービスの向上と適切な管理運営に努めていただきたいという答申に関する意見があったものですから、できれば当時、どんな形で、現在の状況については今よく理解をさせていただきましたけれども、こういう附帯意見がついたという中で、この間、どんな形でご努力いただいて現在のような形になったのか、もしわかれれば、わかる範囲で結構なんすけれども、教えていただけるとありがたいです。

◎委員長 これは事業者さんへの質問ですね。

◎委員 はい。

◎聖ヨハネ会 利用者さんのニーズ、声を聞くことに関しては、過去、調査機関にお願いしまして、第三者評価も受けております。それから、今、センター長がお答えしましたが、第三者評価については、利用者さんも入れた第三者評価の委員会でありまして、それは前回ご意見いただいたころから継続して、年間、複数回やっておりますので、それを通して今の姿になって

おると考えております。

◎委員長 今の回答でよろしいでしょうか。

◎委員 はい、結構です。

◎委員長 それでは、時間も押してきておりますが、■委員から、どうぞ。

◎委員 すみません。今後の話にもあるのかもしれないんですけども、私、今回の提案書というんですかね、事業計画書って、そこだけ取り出すと、これだけなんですね、ページ数が。これを読んで大体わかるのかなと思って、重たいものですから、これを持ち歩いてみても、正直言うと、中身が、ほとんどわかりませんでした。きょうの課長さんの説明とか事業者さんの説明を聞いて、わかりましたということなんですねけれども、お願いとしてはというか、全体的に、アンケートの話、利用者さんの声だとか利用率だとか、どういうサービスがというのに対して、先ほど、80人とか40人とかと。それが何でここに入ってるのかなと。全体的に何人ぐらい、何千人という数字ですよとかね。この中を探せって、私もこれを読んでわからないうから、いろいろ探して、見つかったところもあります。ただ、ほとんど見つかってないというのが実際なので、せっかくこれだけの労力をかけたとすれば、申し訳ないんだけど、この中で、ある程度、そういうものを織り込んでやっていただけだと、多分、ページ数は半分以下で済むんじゃないかなという気がするので、こちらの労力もちょっと少なくて済むところもあるんですけども、そういうお願いというか。知りたいのは、多分そういうところですよね。継続してお願いしたいと。ああ、やっぱり評判がいいし、これだけのことをいろいろやっていたいしていると。利用者も、じゃあ、1期目のときから2期目、3期目でだんだん増えているとか、どういう状況になっているみたいなところのほうが、いろいろ言葉で書いてあるよりは、その数字のほうがわかりやすいなという気がします。

◎委員長 資料をいろいろつけるのはやむを得ないんでしょうけれども、事業計画ないし理念自体は、もうちょっと簡潔にまとめていただくと、こちらの都合ですが、我々としても審理しやすいということですね。 大分時間もたちましたが、特に何かご意見があれば、あと、お一方ぐらい。じゃあ、お願いします。

◎委員 きょう配布していただいたもの、28年度から30年度の収支計画なんですが、ほとんど昨年、実績を見つつ横並びみたいな感じで作られているんですが、保険収入というのはかなり少なくなっていくと思われますし、実際に昨年から保険収入が下がっていると思うんですが、そのわりにはあまり減っていないというところと、市からの補助金も減っていくにもかかわらず同じだというようなところで、実際減っていくにもかかわらず収入がいつも同じだというようなところで、どういう施策を想定されているのかというところを聞きたいです。

◎聖ヨハネ会 まず、収入の増がそれほど動きがないのは、市の指定管理料のほうですけれども、配食の総数が決まっておりまして、一応、今後5年について、市からニーズがありましたら増やすことはできるんですけども、市のオーダーが今、配食数が決まっておりますので、一応それで組んでおります。それから、介護予防事業についても、市の予算がありますので、

一応、市のものについては今のもので試算しているという形になっております。

それから、介護保険事業、本業でありますけれども、これは介護報酬が3年に1回ということですので、今年、単価が変わりまして、3年後は予測できないものですから、今年の単価で計算しております。ただ、それでも収入が微増しておりますのは、やはり人件費等で定期昇給分がありますので、そこについてどうするかということで、ただ単に利用率を上げるというよりも、年間の営業日数を、祝日の営業を今、増やしているところなんです。これは、去年始めまして、前年よりも収入がかなり増えているということで、介護保険収入、1番のところの一番上に、黒点で年間営業日数が306日から徐々に1日ずつ増やしているということで、将来的には在宅を支える上でかなりの日曜、祭日等のサービスが必要ではないかということで組んでおります。

◎委員 わかりました。

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で関係者からの説明、質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、団体の方はご退席をお願いいたします。本日はご苦労さまでした。担当部局につきましては、質疑等がありますので、まだお残りください。

(社会福祉法人聖ヨハネ会退席)

◎委員長 それでは、指定管理者候補者として、社会福祉法人聖ヨハネ会を決定することについて、当委員会としての審議を行っていきたいと思います。何でも結構ですので、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

◎委員 前から思っていたことといいますか、今回のことにもしかしたら関係ないかもしれないのですが、公募によらない方法ということもありますし、この業者が指定管理としてちゃんととしたサービスをするかどうかの指定管理者選定委員として選定することは可能だと思うんですけれども、別の側面から見て、じゃあ、この指定管理料が小金井市にとって妥当かどうか、予算の中におさまっているのか。また、小金井市は監査というものがちゃんと会計でありますので、例えば、そういった、ずっと長く続いている業者について、小金井のほう、監査を受けて適正にやっているか。例えば、私なんかは専門家なので、一応、B/S、P/Lとか試算表とか見ますけど、じゃあ、役員報酬、人件費が正しいのかということに関しては、適正な人員配置がされているだろうと予想して、その人件費として出ている。それについての数字の間違いはないはずなんですよ。ただ、それが本当に小金井市の側面で監査をして、ちゃんと数字が上がっているか。消耗品として、ちゃんと適正なものを買っているのかとか、細かいところまでのチェック機能が体制として欲しいなというのは、私の勝手な個人意見ですけど、委員会から声を上げなければ、そういう制度にならないのかなとは思っていましたんですけども、皆さんの意見もお聞きしながら。

◎委員長 つまり、予算や決算の数字が正しいとしても、それが妥当かどうかをどこでチェックしていくかということですね。もし可能であれば、お答えいただきたいんですけども。

◎鈴木高齢福祉担当課長 難しい側面もあるうかと思うんですけども、当初の予算組みをするときも、我々でも厳しく精査をしてございますので、人件費の積算ですとか、施設の維持費等、そういうものについても十分ヒアリングですとか、実際に足を運んで、修繕が必要な箇所については確認をさせていただいたりとかということはやっておりますので、そのあたりにつきましては適切にやらせていただいているのかなとは思っております。

◎委員長 市の決算というのは監査を受けています。

◎委員 もちろんそうです。

◎鈴木高齢福祉担当課長 そうですね。毎年受けています。

◎委員長 それは、かなり具体的に突っ込んで、妥当性も監査しているものなんですか。

◎委員 そう伺っています。

◎委員長 だから、決算の監査の段階では中身はチェックしているということですね。

◎委員 だから、小金井市の数値としては監査がつきますけど、じゃあ、指定管理の業者が、せっかく小金井に監査委員というのがいるのであれば、見ていただいて、簡単な意見書とかを見せていただいて、例えば、そういうのが今後、私たちの判断する材料になるんだったらありがたいなと思つたりもしました。

◎委員 私もきょう、全く同じで、実は公募によらないという意味もよくわかるんですけれども、今まで私ども、こういう仕事をやらせていただいて、公募の場合には、公募の中の一定の競争原理が働きますよね。したがって、当然、応募者は何とか受託したいということで、先ほど [] 委員からご指摘があったように、できるだけ自分のところの特徴ですとか内容をアピールするような、そういう資料を間違いなく作るわけですけれども、今回、私も見せていただいて、やっぱり一番欲しかったのは、市民の方がどうなのかなということが、正直言って、ここでほかにやるところがないというのはわかるんですけども、じゃあ、皆さんがどういうことなのかなというのを欲しかったんですが、実はそれもできないというのと、もう一つは、一般的に役所の場合は予算化するとそのままになりますから、指定管理料もほとんどフィックスされちゃうんですよね。今、[] 委員がご指摘のように、じゃあ、全体の中で市の支出は適切な額なのかどうかという事後チェックが全くできない。こういうふうに公募によらないという選定も私は必要だと思うんですけども、そのときには、やっぱり一定の競争原理が働く、もしくは事後努力をしていただいて、その支出が適当かどうかというのは、こここの席ではなくて、別の席で総合的に少し評価していただいたほうがいいのかなというのは個人的には思っているんですけども、全く同じ意見です。

◎委員 前回の障害者福祉センターでも、私は2回目チェックだったんですけど、経費をかけているなというところもあったので、こういう分厚い収支書が来ましたので、うーんというところと、あとは、例えば、今回の収支計画書に給与がありますと。これが2,000万ですと。正職の人員が4人だと。じゃあ、1人500万ずつ取っているのかとか、それが誰が取っているのかということまでは、やっぱり数字を見ているだけではわからないので、何か、監査が入

るなりというチェック機能。結局、最初にチェックするのは私たちなので、あと出てきた数字に対しての、いろんなチェックする機能というのはあるのかないのかって聞いたら、ないんだろうなと思ったところで、せっかく公募によらないというものを採用するのであれば、何か声を上げたいなと思ったのが今回の気持ちでした。

◎委員 全く同感ですね。

◎委員長 だから、今までの議論で明らかになったことは、公募によることが望ましいとまでは言わないけれども、公募によらないのであれば、なぜ公募によらないのか、理由をもう少し明確にしていただいたほうが、ここでの議論もスムーズですよね。

◎委員 はい。それと、その業者が適切なサービスができる団体かどうか、及び、適切な事業をやっている団体なのか、2つの側面で委員会で判断する材料がもうちょっとあるといいなというのは、何となく書類を見ていて、いつも思うことです。

◎委員長 ただ、指定管理というのは、一定の枠でお財布を預けて、うまくやってくださいというところに特徴があるとすると、あんまりあれこれ、誰に幾ら人件費を払っているんだとか、そこまで最初の段階で言いにくい面もあるんですかね。

◎委員 だとすると、最初に言えないのであれば、更新になるんだったら、過去のチェックはできるはずなんですね。

◎委員長 それは、この委員会の役割なんですかね。

◎委員 どうなんでしょう。委員会の役割ではないんですけど。

◎委員長 監査のマターなんですかね。

◎委員 私も、これがこの委員会の役割なのかどうかよくわかりませんけれども、公募であれば、そのときに競争原理が働いて、一定のチェックがかかるわけですよね。それは当然、申請する方もそのつもりでやりますから。ところが、そうじゃなくて、公募によらないとなると、基本的には競争原理が働きませんから、じゃあ、努力義務で終わっているのか、それとも、前に指摘されたことがきちんと整理されて、新しい形でできているのかというのもなかなかわからないんですよね。

◎委員 公募によらないのかって、この中に、じゃあ、経費の削減が適切にできているかとかというのも一応入っていますから、それを、じゃあ、事後申請になるのかもしれないけど、更新時にチェックする機能ぐらいはあってもいいのかなと思います。

◎委員長 結局、今回、この条例5条で公募によらないことにしたわけですよね。その決め手となった理由はこれなんですか。（『本町高齢者在宅サービスセンター利用者アンケート』を示す。）

◎委員 なるほど。

◎鈴木高齢福祉担当課長 やはり利用者の方々が、実際に利用している事業所、法人に対して、どのような印象をお持ちなのか、実際に通われていて、受けているサービスに対して、どのような心証をお持ちなのかということが、まず第一なのかなと思います。

あと、高齢者の方が通われている施設でございますので、軽い認知が入られている方なんかも通われているということで、通いなれた施設に引き続き、環境を変えることなく、今行っているところに通いたいんだというようなお声が非常に強くあったというようなことも、1つ大きな理由になってくるのかなという思いは持っております。今回、大変分厚い資料を事前にお配りさせていただいて、なかなか中身がわかりづらいということでご指摘いただきまして、その点に関しましては申し訳なく思っております。

また、このアンケート結果につきましても、やはり事前にお配りをして、お目通しをいただいて、当委員会に、事前にお目通しをされた上でご審議をしていただければよかったですのかなとも感じております。今後も、きょういただいたご指摘につきましては、改善点、課題として受けとめさせていただいて、以後、気をつけてまいりたいと思っております。

◎委員長 結局、地方公共団体の契約は一般競争入札が原則ですよね。これ、ほとんど随意契約みたいなものですよね。だから、やはり、これは重大な例外だから、相当はつきり理由が示されていないと、例えば、何で公募にしないんだとか、市民からの疑問が来る可能性はあるんですね。だから、利用者の満足度はもちろん大事だから、それを的確に把握すると。そうすると、市がやったアンケートだけでは足りないんじゃないかな。事業者自身も、日ごろからきちんと利用者の声を把握する必要があるんじゃないかな。

あと、管理料の使い方が実質的に妥当なのかどうかということを、やっぱりどこかで客観的にチェックしておかないと、公募によらないでこの人に任せるんだという、効果としてちょっと弱いかもしれないで、管理料の使い方の実質的な妥当性についても、根拠を挙げるよう努めていただきたいんですね。そんなところでよろしいですか。

◎委員 管理料と予算と。

◎委員 実施した結果をちゃんと見ないといけないということですね。

◎委員長 そうですよね。だから、これは担当部局の介護福祉課である程度、実質的に中身をちゃんとチェックしていただくといいですね。

◎委員 そうですね。本当は小金井の監査をするような方たちが団体を監査して、適正ですというのがあると、私たちはすごく安心するなと思っています。

◎委員長 だから、監査委員に意見を求めるのも可能ですね。

◎委員 可能ですね。

◎委員長 だから、資料を出して、一から調べろと言ったら大変だろうから。

◎委員 あらかじめ、これを、監査の方たちが見ていて……。

◎委員長 そうですね。こういう結果が出たけど、これ、妥当でしょうかねという、それぐらいだったらばね。

◎委員 だから、委員長がおっしゃったように、まさにこれは随契なんですね。ところが、通常の工事とか委託契約とは違って、なかなか一般競争入札というか、一般の方に手を挙げていただくというわけにいかないものですから、どうしても福祉関連というのは、ある意味では

特定の方に長くお願ひするというのが比較的多いんですけれども、それがよければ問題ないんですが、今おっしゃったように、基本的にはやはり随契は例外規定ですから、それは表に対しきちっと説明できるような透明性を確保しておくべきだと、私もそういうふうに思いますね。

◎委員長 公募にしなさいと言うわけではないんですけど、公募にしない場合は、その根拠をより明確にしておく必要があるのではないかと、そういうことですね。

◎委員 はい。

◎委員 今出たから、ちょっとなんんですけど、今回の提案書を見て、例えば、危険なときとかリスク管理だとかというところが本当に中身にないんですよ。でも、実際にはきちんとやっていただいているというのはわかるし、提案書を書くというか、計画を作る方も、これは当たり前だからということで抜けている。だけど、今までの実績があるからということで、そのときのよりどころというのが、アンケートではないかと。

それから、もう一つ言うと、そもそも論になっちゃいますけれども、指定管理者としてやってよかったなというのは、例えば、市の方がやるとか、ほかの機関でやるよりも、管理料もこの中でもって、さらに事業性を持って、ほかのサービスも出てくるよという、指定管理者の制度を使ったところのメリットが、いろいろ付加価値があるんだと思うんですね。だから、その辺も含めて、さっきのお金とサービスも含めた監査みたいのが、監査かどうかわかりませんけれども、評価があると、すごくいいのかなと。これは理想論かもしれないですけれども、たまたま気づいたところです。

◎委員 どうなんですか。そういうの、監査の方に意見をもらったりはできるんですか。

◎水落企画政策課長 監査委員はあって、監査委員が、地方自治法で、たしか財政援助団体と指定管理者についても監査ができるような規定にはなっているはずです。

◎委員 できるんですよね。しているか、していないかの問題ですよね。

◎水落企画政策課長 ただ、今、まだしてないのかもしれません。

◎委員 それをできるんだったら、してほしいと思っています。

◎水落企画政策課長 監査をしてもらうタイミングがわからないですが、こちらから、この団体の監査をお願いできるものなのか、それとも、監査委員が、こここの団体をやりたいから監査を行うというものなのか。

◎委員 多分、監査委員は監査したいとは言ってこないから、だとすると、この委員会から声を上げて、してくださいと言ったほうがよいと思います。

◎水落企画政策課長 ふだん、監査委員には、決算の監査とか各年度の監査とかしていただいている。財政援助団体等については、こここの団体について監査するという通知が、たしか送付されるんですね。だから、監査委員から、この団体について監査するという形では、今、監査は受けてはいるんですけど、こちらから、この団体を監査してほしいというのができるのかどうかが、わからないです。

◎委員 多分、監査委員が監査できるという話はあるはずなので、何となく、公募によらない

というものが、もし更新、更新となるような場合だったら、そこで1回見ていただくような声を上げられる制度があるといいなと思うんです。ちょっとご検討いただきたいなと強く思います。

◎委員長 それはまた、本格的な監査になると大変でしょうから。

◎委員 そうですね。だから、もう本当に簡単なものでよいと思います。

◎委員長 だから、この指定管理料が出て、こういう決算が出ているんだけど、これは妥当かぐらいでも、わかる人がチェックしていただければ、それにこしたことはないですね。

◎委員 それも1つ、こちらの判断材料になりますし、じゃあ、こちらの団体にお願いしますと言ったときの附属意見にもなるのかなと。

◎委員長 だから、ある団体を本当に監査するということになったら、きっと、それなりのマニュアルがあって大変なことになると思いますよね。

◎委員 大変だと思います。

◎委員長 だから、本格的なフルの監査というのはちょっと無理かもしれないから、せめて管理料と、その使い道がこれで妥当なのかということについて意見を求めるぐらいでも違ってくるんじゃないですかね。

◎委員 それができるかどうか、ちょっと。

◎水落企画政策課長 フルの監査と簡易な監査というのがあるのかどうかもよくわからないです。

◎委員 意見を求めるという感じで。

◎水落企画政策課長 意見を求めるんだったら、うちはフルでやるよみたいな感じなのかもしれません。

◎委員 ただ、その議論はあってもいいとも思うんですけどね。どうでしょうか。

◎委員長 毎年やらなくてもいいのではないのでしょうか。

◎委員 3年、5年に一度なので。

◎委員長 特に公募しなかった場合はね。

◎委員 そうですね。それ、特にですね。

◎委員 公募したときも、3社、4社ぐらいで事前に事業計画とかいろいろやるじゃないですか。その中から、我々、選ぶんですけど、実際にその計画どおりにやったのかというところもやってほしいですね。

◎委員長 そうですね。

◎委員 そうしないと、こういう場で言いたいことだけ言って、あとは知らないみたいなことになってしまいます。

◎委員長 最初に言うのはただだから、言うことを言いつ放しで、そのとおりやっているのかどうかというのは、また別問題ですね。

◎委員 そうですね。

◎委員 そうなんですよね。

◎委員長 時間もたっておりますので、いろいろと問題点はありますが、ただいまの団体を今回の指定管理者として選定することに、それ自体については異議はないよう感じておりますが、じゃあ、先ほどの社会福祉法人聖ヨハネ会を指定管理者候補者として選定することにつきましては、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、選定することについては合意をいただいたということですけれども、もし附帯意見があれば、それをつけて答申することも可能ですが、今までの議論を聞いていますと、これはどうも意見がありそうだという感じなんですが、この意見というのは、誰に対して意見を言っているのか、いつも疑問に思うんですけど、団体に対して言っている面もあるし、市長に対して言っている面もあるという、両方あるということでいいんですかね。だから、団体に対しては、前回もニーズに対応した適正な管理をしていただきたいという趣旨の意見がついていますけれど、これはもっともなことなので、団体に対してそういう意見を述べるとすれば、前回よりも、むしろ急速に高齢化が進んでいると思われますので、急速な高齢化に対応した、さらなるサービスの向上と適正な管理運営に努めていただきたいというのを団体に対してつけるということでおよろしいでしょうか。

あと、これは市長に対してなんでしょうけど、別に誰に対してとかは書きませんが、それは意味を理解していただきたいんですけど、今までの議論の中で、やはり、なぜ公募にしなかったのか、その点が必ずしも明確にされていないのではないかという意見がたくさん出ておりますので、公募によらない場合は、その理由をさらに明確にしていただきたいということですね。公募によらない場合は、その理由を一層明確にするように努めていただきたい。これは、諮問する側に対してということでしょうね。

今の決算の面は入れますかね。入れるとしたら、指定管理料と実際の支出の妥当性を明らかにするように努めていただきたい。それぐらいでしょうか。

◎委員 どうですかね。入れなくてもいいですかね。入れたほうがいいですかね。

◎委員長 入れなくてもいいですか。

◎委員 逆に、それは事務局にいろいろお願ひしたいということです。

◎委員長 じゃあ、事務局にお願いするということで、市長も、いきなりそこまで言われたら困るかもしれないのです。

◎委員 そうですね。議会もびっくりすると思います。

◎委員長 だから、公募によらない理由を明確にということの背景ですからね。じゃあ、その2点でよろしいですか。

◎委員 はい。

◎委員長 急速な高齢化に対応した更なるサービスの向上と適正な管理・運営に努めていただきたい。公募によらない場合は、その理由を一層明確にするように努めていただきたい。じゃ

あ、この2点を附帯意見としてつけて、社会福祉法人聖ヨハネ会を指定管理者候補者として選定するという決定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、そのように決定いたします。では、先ほどの意見として市長に答申することとさせていただきます。

ここで暫時休憩ですか。じゃあ、10分ほど休憩して、7時半になったら再開いたします。

(休憩)

◎委員長 では、再開いたします。それでは、平成27年度諮問第4号、武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設の指定管理者候補者の選定についてを議題といたします。

本件につきましては、説明のため担当課及び団体の方にご出席をいただいておりますので、簡単に自己紹介をお願いします。まず、担当課から。

◎東山都市整備部長 都市整備部長の東山でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

◎畠野交通対策課長 都市整備部交通対策課長の畠野です。よろしくお願ひいたします。

◎府川交通対策係長 交通対策課交通対策係長をしております府川と申します。よろしくお願ひいたします。

◎澤田交通対策課主事 交通対策課の主事、澤田陽と申します。よろしくお願ひします。

◎委員長 部局の方は以上ですか。まだですか。

◎シルバー人材センター 小金井市シルバー人材センターの事務局長の深澤と申します。よろしくお願ひします。

◎シルバー人材センター 同じく小金井市シルバー人材センターチーフの片村と申します。よろしくお願ひします。

◎シルバー人材センター 小金井市シルバー人材センター、会員でありますけれども、統括責任者、コーディネーターをしております藤澤と申します。よろしくお願ひいたします。

◎委員長 ありがとうございました。

それでは、施設の概要及び事業計画書等につきまして、20分程度で説明をお願ひいたします。これも担当課からですね。じゃあ、お願ひいたします。

◎畠野交通対策課長 こんばんは。交通対策課長の畠野です。よろしくお願ひいたします。

それでは、武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設の指定管理者候補者の選定についての概要について、配布させていただいております資料を利用していただきながら説明をさせていただきます。

最初に、指定管理者に行っていただく自転車駐車場施設でございますが、資料の中にあります、後段のほうにあります条例というインデックスがついていると思いますが、そちらをお開きいただければと思います。こちらに、1ページ目の第2条に、名称及び位置について「別表第1のとおりとする」ということになってございまして、この条例の項目の欄の7ページ目に別表第1というのがございます。こちらに、最初の行に名称、位置が記載されておりまして、

次の段、武蔵小金井南第2自転車駐車場、位置として、小金井市本町六丁目1番となっておりますが、そこから下、12施設が対象となっている自転車駐車場施設でございます。

各自転車駐車場の案内図と収容台数については、条例の前に「駅周辺図」というインデックスがあると思うんですけれども、そちらに記載されておりまして、1ページ目には武蔵小金井駅周辺、2ページ目に東小金井駅周辺及び、欄外にですが、新小金井について記載させていただいております。

今回の指定に伴いまして、前回、5年前の平成22年度の諮問の際に、自転車駐車場の数は武蔵小金井駅地区に12カ所、東小金井駅地区に8カ所と新小金井駅地区に1カ所の計21カ所となっておりましたが、再開発事業、区画整理事業及びJR中央本線高架化事業に伴い、自転車駐車場の新設、廃止等の統廃合が行われ、現在では武蔵小金井駅地区で8カ所、東小金井駅地区に4カ所、新小金井駅地区に1カ所で、合計13カ所となっております。

この間、自転車駐車場の新設、廃止等の統廃合に伴う定期使用者等の移動についても、公益社団法人小金井シルバー人材センターで、これまでの経験を生かし、円滑に運営を進めてきております。

また、今後も再開発第2地区及び区画整理事業に伴い、自転車駐車場の新設、廃止が行われていくことになります。また、自転車駐車場の整備運営については、民間の力を活用し、平成26年2月開設の武蔵小金井駅西側高架下及び平成27年4月には、武蔵小金井駅南第1自転車駐車場の2カ所については、公益財団法人自転車駐車場整備センターにお願いしている状況もあります。

次に、指定管理者が行う業務の範囲についてですが、また条例のほうに戻っていただきまして、1ページ目の条例、第2条の3に、「指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする」ということで、(1)に「駐車場の運営に関する業務」、(2)「駐車場の使用の承認に関する業務」、(3)「駐車場の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務」、(4)「前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務」となっております。

続きまして、指定管理者の概要でございます。今回の配布資料の中の「法人概要」というインデックスを開いていただければと思います。表紙に記載されておりますとおり、名称は公益社団法人小金井市シルバー人材センター。所在地は、東京都小金井市貫井北町一丁目8番21号となってございます。

当該団体は、昭和51年10月21日に小金井市高齢者事業団として会員259人から始まり、現在、39年目を迎え、平成27年3月31日現在の会員数は1,152人と、設立時の約4.4倍と大きく成長しております。高齢者に就業の機会を提供し、健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上や活性化に貢献をしております。

事業実績といったしましては、今開いていただいた法人概要の17ページから24ページに記載がございますように、市駐輪場管理業務、広報配布業務、家事援助・育児支援事業などの多種にわたる記載がございます。

公益社団法人小金井市シルバー人材センターは、昭和54年の無料自転車駐車場の管理、整備に始まり、昭和58年には有料化の条例が制定され、平成18年から指定管理者として現在まで管理、運営を行っております。延べ36年にわたる豊富な経験とノウハウを兼ね備えていること、高齢者の雇用の安定に関する法律第42条の規定に基づく業務を行うことにより、高齢者の就業機会の増大を図り、あわせて活力ある地域社会作りに寄与する団体であること、また、平成22年ではございますが、公益財団法人東京しごと財団より当該団体への受注機会の確保について特段の配慮、機会の依頼を受けているところでございます。このようなことから、当該団体を指定管理者に選定しております。

最後に、この施設の管理を行わせる公の施設の指定期間としましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

以上、簡単ではございますが、私からの説明は終わらせていただきます。

◎委員長 それでは、団体の方から補足説明等はございますでしょうか。

◎シルバー人材センター では、私から事業計画書について概略説明をさせていただきます。

事業計画書、1ページをご覧ください。まず、管理運営基本方針ですが、平等、公平利用の確保、管理経費の効率的運用、物的・人的能力の安定的供給、個人情報保護の4つの方針のもとに運営してまいります。

当センターでは、市営駐輪場の管理業務を昭和54年の無料のころから管理させていただいております。その後、平成18年度からは指定管理者として指名を受け、管理しており、無料のころから通算すると36年の歴史がございます。

この市営駐輪場管理運営業務は、地方行政の一端を担う責任ある対応を求められる市民サービス事業であり、指定管理者に指名され運営することは、経費削減と市民サービスの向上が目的です。シルバー人材センターでは、その2つに加え、安全対策の面にも力を入れ、3本の柱で、指名された暁には今まで以上に目的達成のため運営してまいりたいと思っています。

次に、3ページをご覧ください。組織についてですが、人員配置につきましては、各駐輪場の利用者の多い時間帯、少ない時間帯といった利用の状況に応じて適正な人員配置を行います。そして、80人近い就業者がおりますので、各駐輪場の各時間帯に責任者を配置し、利用者が気持ちよく利用できる運営を心がけてまいります。

就業会員の研修につきましては、新人に対しましては、まず基本的な心構え、就業の仕方等の研修を受けさせ、その後、現場で就業させるようにいたします。また、この業務は利用者と接する業務なので、接遇研修を必ず受講させ、利用者はお客様であるという意識を持って就業するよう指導いたします。

ほかに、自主防災訓練、応急手当研修等を年に1回実施し、緊急事案の対応ができるよう訓練いたします。

次に、団体の経営状況につきましては、過去3年間の決算報告書を添付しておりますが、平成24、25年度については正味財産がマイナスとなりましたが、平成26年度に経費等の見

直しをし、正味財産の回復があると。

次に、4ページをご覧ください。団体の実績につきましては、この駐輪場管理業務以外にも、小金井市からは集会施設、公民館管理ほか、さまざまな業務を委託しており、平成26年度は2億2,500万の実績を上げることができました。

次に、5ページをご覧ください。事業運営の安全・安定性につきましては、実務研修教育、接遇研修を実施し、利用者をお待たせしない迅速な手続処理ができるよう、さらに、マニュアルにない事項については臨機応変に対応できるようにいたします。そのため、新人に対しては、ローテーションに入る前に体験就業を経験させ、その後、就業してから1ヶ月間はベテラン会員のもとで就業させることいたします。

また、接遇接客サービスの5原則、表情、身だしなみ、基本動作、挨拶、言葉遣いにのっとり、利用者に対して親切で気持ちのよい接遇ができるよう接遇研修を実施し、顧客第一主義の考え方で、お客様の目線を意識し運営してまいります。

次に、6ページをご覧ください。施設管理の安心・安全性についてですが、駐輪場内を定期的に巡回し、利用者、就業者にとって危険がないか常にチェックし、危険があったときは早急に工事等を実施いたします。

自転車が取り出しやすいよう常に整理整頓に心がけ、出しづらいときはお手伝いしたり、往来の多い通りに面した駐輪場では、出入りの際、通行者とぶつからないよう誘導・監視するなど、常に利用者の行動を優しく見守り、適切な対応をとるようにいたします。

また、防火管理者を配置し、消火設備、消火器の点検を年に2回実施し、防火の意識を高めます。

現在、管理する駐輪場の約半分が機械式駐輪場ですので、常に更新機、精算機等、機械の稼働状況を確認し、利用者に極力迷惑のかからないよう留意いたします。また、軽微の故障には会員が即対応できるようにいたします。

次に、8ページをご覧ください。危機管理につきましては緊急連絡網を整備し、各駐輪場管理棟に張り出し、連絡網が機能するか常に模擬訓練を行います。また、必要に応じ、市との迅速かつ円滑な連携をとれる体制を整えます。

次に、9ページの個人情報保護及び情報公開につきましては、小金井市個人情報保護条例及び公益社団法人小金井市シルバー人材センター個人情報保護に関する要綱、個人情報保護方針に準拠し、的確に運営をいたします。

利用申請書等個人情報の記載された書類の取り扱いについては、場所を決め、不特定多数の人々に見られないようにし、鍵がかかる場所に保管します。あわせて、就業会員に個人情報の保護の重要性を認識させるとともに、各種書類の取り扱いについても法等の趣旨にのっとった対応をとるように指導いたします。

また、公平な施設利用につきましては、障害者や高齢者に対しましては、各駐輪場の止めやすい場所に専用置き場を設置し、特に障害者は満車の場合でも必ず駐車できるようにいたします

す。

次に、10ページの環境対策といたしましては、ごみは徹底した分別を行い、資源再利用に努め、メモ用紙は要らなくなつた用紙を再利用するなど、無駄なごみを出さないように努めます。

また、季節によっては駐輪場内外に大量の落ち葉が堆積するため、隨時、落ち葉掃きを実施し、利用者には清潔で安全な施設を提供いたします。

また、年に1回、各駐輪場周辺道路、100メートル以内ですが、そちらのごみ拾いを実施いたします。昨年度1回、今年度1回、実施しました。

次に、11ページの市との連携といたしましては、駐輪場の閉鎖、移動等管理にかかる大きな変更のあるときには、利用者への周知方法、移動手続方法等、綿密な打ち合わせを市担当者と行い、利用者に円滑に移動していただくようにいたします。

また、突発的に発生する事業及び修繕等は、市と協議し、それらにかかる経費については、予算の調整の上、実施いたします。年に1回、市、機械業者、シルバー人材センターの三者打合会を開催し、現状報告、問題点等を話し合い、情報の共有化を図ります。

次に、12ページをご覧ください。利用者の満足度向上策といたしましては、近隣の駐輪場と密に連携をとり、満車の場合は近隣のあいている駐輪場をご案内できるようにいたします。また、各駐輪場が最大限有効利用できるよう、定期及び一時使用の収容台数を実態に即して設定いたします。

ほかには、利用者がわかりやすいよう、駐輪場内に表示板、案内板等を設置します。また、身体障害者用の専用スペースやチャイルドシートのついた自転車の優先置き場を設置するなど、利用者の利便性、安全性を第一に考え、利用者が快適に利用できるよう、必要に応じ、施設内外の整備、修繕に努めます。

利用者サービスの基本は接遇であるという認識を全会員が持つよう、繰り返し指導いたします。接遇の5原則を常に意識し、利用者への目配り、気配り、心配りをして、利用者自身が大切にされている、感謝や思いやりを持って接してくれているという感覚を持っていただけるよう努力いたします。

苦情対応につきましては、利用者とのトラブルの主な原因は接遇のまづさによるものが多いので、接遇研修を実施し、利用者はお客様であるという意識を浸透させることにより接遇の向上を図ります。

また、就業会員の打合会を実施し、実際にあったトラブルを報告し、その原因を探り、どのように対応すればよいか話し合せ、以後、同じようなトラブルを起こさないよう指導してまいります。

そして、武蔵小金井地区、東小金井地区に責任者を設置し、トラブルが発生した場合は、責任者が早急に現場に出向き対応いたします。

また、機械式駐車場において、管理員のいない時間帯に機械のトラブル等で苦情が発生した

場合には、警備会社が対応するようにいたします。

次に、14ページをご覧ください。利用者の意見、要望をどのように事業に反映させていくかにつきましては、各駐輪場に設置したアンケート箱に寄せられた意見・要望等に対し、3日以内にその利用者に対して文書で回答いたします。

また、利用者サービス相談窓口を設け、専任の担当者を配置し、いつでもどこへでも出向き、即対応いたします。

また、利用者接遇アンケートを実施し、意見・要望をお聞きし、対応がすぐできるものについては即実行いたします。

次に、15ページをご覧ください。施設利用者増加対策につきましては、まず、駐輪場がどこにあるのか知つてもらうことが大切であると考えます。市報に駐輪場案内図を掲載したり、駅周辺に駐輪場案内図を設置し、周知を図ります。そして、利用者に、1回利用したら、また利用したいと思わせるような接遇に心がけます。

次に、16ページの効率的な事業運営の方策としましては、駐輪場によって定期場所、一時使用場所に余裕があるところがありますので、各駐輪場が最大限有効利用できるよう、定期及び一時使用の収容台数を実態に即して設定します。特に利用率が低い駐輪場については、有効利用の方法を市と相談しながら検討してまいります。

次に、18ページからのコストについてですが、経費軽減の具体策といたしましては、経費の中で一番大きいものは人的経費であるので、各駐輪場でどの時間帯が利用が多いか、少ないかを調査し、曜日・1日の時間帯で利用の状況に応じて適正な人員配置をいたします。費用対効果を常に意識し、利用の少ない時間帯は管理員を置かない等の整備を行います。

また、修繕経費においては、老朽化している施設がほとんどのため、利用者の安全面を第一に考え必要な修繕を行っていますが、専門的な技術を要する修繕以外、業者に委託しなくてもできる修繕は、駐輪場の就業会員、またはシルバー人材センターに所属している会員が行い、経費を節約するようにいたします。

経費軽減において今後検討しなくてはいけないことは、機械式駐輪場においては、一時使用駐車券紛失による出庫で、何日とめても100円で出られてしまうため、大きな収入減となっています。そのため、券紛失で出庫する場合、割増料金を徴収するなど、今後、市担当者と検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、平成27年2月の安倍首相の施政方針演説の中で、高齢者の皆さんに多様な就業機会を提供するシルバー人材センターには、さらにその機能を発揮してもらいますとの発言がありました。また、今回の資料にも添付しておりますが、6月13日付読売新聞の第1面には、高齢者が就労やボランティア活動などに参加できる社会を作ることが今後の超高齢社会を活力あるものにするために大切だと、日本老年学会が声明を出したという記事が掲載されました。

シルバー人材センターは、まさに高齢者の就労とボランティア活動の事業を行う団体であります。仕事やボランティア活動をすることにより病気になる率も下がり、医療費の削減にもつ

ながっています。また、仕事で収入を得ることにより市内の購買力も上がり、地域社会への活性化にも寄与しています。このことは、小金井市の財政にも大きなプラスになっていると思います。

現在、駐輪場管理業務に従事している80名近い会員は、全員が小金井市の高齢者であります。就業している高齢者が責任ある仕事をすることにより、いつまでも健康で若々しく、元気に生きがいを感じて過ごすことができます。この駐輪場管理業務については三十数年の豊富な経験があり、培ってきたノウハウは貴重な財産となっています。その間に利用者とは顔なじみになり、挨拶もスムーズに行われ、お客様がわかっているからこそ、きめ細かいサービスが提供できるものと自負しています。

以上のことから、シルバー人材センターがこの業務遂行に最適であると確信しています。ぜひ、シルバー人材センターを今後も指定管理者に選定していただきますよう、お願ひいたします。

以上で説明を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

◎委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの施設の概要、また事業計画等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思います。

その前に、委員長から2点、質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、申請に当たりまして、役員の中に、市長、副市長、教育長、議員等本人または配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいておりますけれども、この点に間違いはございませんでしょうか。

◎シルバー人材センター はい、間違いございません。

◎委員長 2点目ですが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるものとされておりますが、公募によらない選定の規定もございます。先ほど、公募しないことの説明はなされたかと思いますけれども、再度、この点につきまして、公募によらない選定にした理由についての説明を簡潔にお願いいたします。

◎畠野交通対策課長 繰り返しになってしまいますが、公益社団法人小金井シルバー人材センターは、無料自転車駐車場であった昭和54年から管理、整備を行っており、昭和58年に有料化の条例が制定され、平成18年から指定管理者として現在まで運営を行っており、延べ36年にわたる豊富な経験とノウハウを兼ね備えております。また、高齢者の雇用の安定に関する法律第42条の規定に基づく業務を行い、高齢者の就業機会の増大を図り、あわせて活力ある地域社会作りに寄与している団体でございます。

また、平成22年になりますが、公益財団法人東京しごと財団より、当該団体への受注機会の確保への特段の配慮の依頼を受けているところでございます。

以上のことから、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続にのっとりまして、公募によらない選定としたところでございます。

◎委員長 ありがとうございました。

それでは、各委員からの質疑を行います。何か質問、ご意見等がありましたら、お願いいいたします。

◎委員 先ほどのご説明で、これ以外に、自転車駐車場整備センターのほうにお願いをしているものがあるというご説明だったんですけども、それは、この条例以外の施設なんでしょうか。具体的には、どこのところを整備センターにお願いしているのか、わかれれば教えていただきたいんですが。

◎畠野交通対策課長 今回、指定管理者に指定を行います施設は、条例に載っている全ての箇所のものでございますので、全てで13の施設になります。

あと、自転車駐車場整備センターでやらせている駐輪場は民間が行う形になっていますので、市の有料自転車駐車場条例には入ってございません。場所といたしましては、武蔵小金井の西側の高架下にございます。それと、そのすぐ南側の武蔵小金井南第1というところになりますが、おおむねの場所としてはイトーヨーカ堂の道路を挟んで西側に南第1という、立体駐車場で4階建ての自転車駐車場がございます。あとは高架下になりますので、北側の部分の高架下、小金井工業まで西側にずっと延びているところに、高架下で自転車駐車場整備センターで運営、管理している状況でございます。

◎委員 それは全く民間の力で建物を建てて、料金も市は全く関与しないで、民間ベースで料金をやりとりしているということなんですか。

◎畠野交通対策課長 運営につきましては、土地につきましては自治体が確保して、それに伴う上の設備については整備センターが行っております。金額の設定については、やはりそういう状況で市と協定を結んで行っているものですから、市の駐輪場の金額におおむねあわせた形で運営をしていただいている状況です。収入については、整備センターで収入という形になってございます。

システムとしましては、建設費が相対的に民間のほうでかかってございますが、その部分を民間が運営して、収入から事務経費を引いた残りの分で建設費を充当していくということなので、将来的に建設費が支払い終われば市に返還されてくるというようなシステムになってございます。

◎委員 それは、自転車の駐輪場条例の対象にはならないんですか。

◎畠野交通対策課長 それは結局、最終的な運営は市がしていることではなく、民間でやっていただいているという形になりますので、市の条例からは外れています。

◎委員 PFIみたいなものでどうか。

◎畠野交通対策課長 そうですね。PFIは法律にのつったのですが、PFIにのつらないで、同じ方式、PFI方式でやっているという状況です。法令には基づかないでの、PPPという民間活用という形になると思います。

◎委員 土地は市のものなんですか。

◎畠野交通対策課長 土地は、南第1という高架下でないところは市の所有地ですが、高架下についてはJRの土地になりますので、そこを市が借りているという形です。

◎委員 市が有償で借りているんですか。

◎畠野交通対策課長 そうです。細かく言うと、公租公課という部分もございますが、市が有償で借りている部分もございます。

◎委員 市が土地の権利を持っていて、民間事業者にお貸しして、民間事業者がそこで駐輪場事業を運営している、そういうことですか。

◎畠野交通対策課長 そうですね。基本的に、自転車駐車場整備センターは、自治体から土地の提供を受けて、その上に建てる、運営していくことが前提の協定契約になっていますので、各土地ごとにやっていくということではなくて、市が関与してやっていく状況になってございますので、自転車駐車場整備センターも、多摩26市中11市ぐらいは使ってやっているような状況がございます。

◎委員長 ほかにはいかがでしょうか。じゃあ、■委員、どうぞ。

◎委員 人員配置表と見積もりの表の見方を教えていただきたいんですけど、人員配置表の、例えば、武蔵小金井北第1で(5)とあるのは、この時間帯、5人配置するという意味ですか。

◎シルバーパートナーセンター 人員配置表の見方なんですけれども、今おっしゃられた、例えば、武蔵小金井北第1のところに5と書いてありますが、これは時間をあらわしております。5時間ということです。

◎委員 5時間という意味ですか。

◎シルバーパートナーセンター はい。そういう意味でございます。

◎委員 じゃあ、人員でいけば1人ということでしょうか。

◎シルバーパートナーセンター 人員で言いますと、例えば、朝の6時半から管理が始まるんですが、この棒が引っ張ってあるところが1人で、ですので、例えば、武蔵小金井北1の平日で言いますと、6時半から4名の者が就業するという形になっております。

◎委員 4名というのはどこかに記載されているのですか。

◎委員 横棒1つが1人なんです。

◎委員 ああ、なるほど。

◎シルバーパートナーセンター 3名が5時間で、1人は3時間、そういう形で見ていただきたいと思います。

◎委員 それは、28の見積もりではどうなりますか。

◎シルバーパートナーセンター 見積もりのほうなんですけれども、28の見積もりの4ページのところが、武蔵小金井北第1駐輪場なんですけれども、人員配置表を見比べていただくと、例えば、武蔵小金井北第1の平日を見ていただきますと、6時半から20時30分まで、この間、ずっと3名の者が必ず配置になっています。それプラス、あと6時半から9時半まで3時間、1人プラスになっているという形で作っているんですけれども、今度、4ページの28、見積

もりを見ていただくとわかりますように、上のほうに、A「平日」と書いてありますて、ここに6時半から20時30分まで、責任者とそれ以外の者と分けてありますけれども、ここで3名。6時半から9時半までで3時間で1名という形で表示をしてございます。

◎委員 表の規模が人数ということでいいんですね。

◎シルバー人材センター はい。

◎委員長 今の説明ですと、28の見積りの4ページの表の就業時間と、その隣に「規模」って書いてあるんですけども、それが人数なんですか。

◎委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

◎委員長 働いている人の時給ってどれぐらいになるんですか。

◎委員 ちょうど同じページに、ここに時給が930円とか910円とか書いてあります。

◎委員長 910円。

◎委員 見積書の後ろの中に、管理分、コーディネーター分、材料費、事務費ってあるんですけども、材料費というのは何なんでしょうか。材料費というのは何を指しているんですか。

◎シルバー人材センター 材料費につきましては、駐輪場で使用する光熱水費、あと、大きなもので言いますと、修繕費、あと、機械式駐輪場で使う機器の消耗品です。そういうものが多くなっています。

◎委員 すみません。重ねて人員配置なんですけれども、機械式だというのを伺いましたが、機械式は全部ではなく、一部なのですか。

◎シルバー人材センター はい。

◎委員 それに伴って、この人員配置は適切だということでいらっしゃいますか。例えば、トラブルがあったときは外部の委託業者にお願いするということであれば、そんなに要らないんじゃないかなという見方もできるのかなと思ったので、ちょっと伺いたいと思いました。

◎シルバー人材センター 人員配置につきましては、今までずっと、こちら、シルバー人材センターで管理している中で、利用の多い時間帯と少ない時間帯がございますので、それにあわせて、今のこの形ができているという形です。

それと、機械式駐輪場につきましては、確かに機械式が入っていないところだと、全部手作業でやらなきゃいけないということなんですけれども、機械が入っているところについては全部機械がやってもらえますので、人員を少なくしているという形です。

それと、時間につきましては、基本的には需要の多い時間帯、例えば、朝の通勤時間帯がメインになりますので、その時間帯には人を配置して、ほかの時間帯は人がいない時間帯もある。ただ、機械式の中には、朝から晩まで人を配置しているところもあります。それにつきましては、やはり機械ですので故障が出てくるといったところで、そういったこともありますて、1日配置しているところもございます。

あと、夜間についても、9時まで配置しているところもあるんですが、これにつきましては、やはり安全面で考慮しまして、以前に駐輪場で痴漢が出たといったこともありました。そういう

つたこと也有って、やはり利用者の中には女性の方も結構使っていますので、そういう面も含めて、安全面を考慮して有効に配置しているといったところもございます。

◎委員 この人員配置表から見積もりができるといふのはよくわかるんですが、組織図を見ると、センター事務局から現場まで見まして、この見積もりと人員配置の印象だと、現場サイドの配置に基づいた見積もりと読めるんですけど、間接部門のグループ長とか事務総括とか統括責任者とか事務局長等の予算はどこに入っているんでしょうか。

◎シルバー人材センター 統括責任者と事務総括につきましては、コーディネーターという名目で予算が入っています。それ以外の者については就業しておりますので、通常の見積もりの中に含めて計算してございます。

◎委員 図面に、東小金井の、これは東小金井駅西側高架下自転車駐車場、それから、駅の交番の後ろに北第8というのがございますよね。これ、いずれも市がお持ちになっているんですか。それとも、高架下だからJRさんからお借りしている、どちらなんでしょうか。

◎シルバー人材センター 市の駐輪場につきましては、基本的に市が土地を所有しているところはほとんどございませんので、これは土地としましては民間からお借りしているという状況になってございます。

◎委員 両方とも、例えば、高架下はJRさんで、交番の裏は地権者の方からお借りしているとか、そういうことなんですか。

◎シルバー人材センター そういうことです。高架下につきましては、委員から言われているように、JRからのものになりますし、北第1、北第8、南3につきましても民間の方からお借りしているものでございます。北8といふのは区画整理事業の区域内ということもございますけれども、そういう中では、土地としては全部市のものじゃないという状況です。お借りしているものです。

◎委員 指定管理料の使い道といふのは、土地の賃料や何かは、それは入ってないということなんですかね。

◎シルバー人材センター この指定管理料の中には入ってございません。

◎委員 人件費と電気代とか管理とか、そういうことなんですね。

◎シルバー人材センター はい。

◎委員長 よろしいですか。30年、ずっと管理していただいていて、私も高齢者なので、そういう意味では働く場所があるのは非常にありがたいんですけども、市民としては、納税者としては、できるだけ支出を減らしたいという2つの立場がございますけれども、先ほど、センターにお願いしているというお話がございましたよね。

◎シルバー人材センター はい。

◎委員長 それで、私、状況がよくわかりませんけれども、例えば、駅に極めて近接していて、大規模な、先ほどの東小金井だったり、西側ですとか北第8みたいなところを、センターもしくは民間事業者も今、さまざまな形でおやりになっていると思うんですけども、そういうと

ころとやりとりをしながら比較考慮して、シルバー人材センターの人のほうが効率的、なおかつ安いというような、そういう比較はされたんでしょうか。

◎畠野交通対策課長　自転車駐車場整備センターを使った、そもそも始まりというのは、武蔵小金井については、自転車駐車場整備センターでやっていただくというところがございまして、市の財政負担の軽減も考えまして、民間活用というところで利用させていただいたという経過もございますので、そういうところで、現在、シルバー人材センターに指定しているというのは、先ほど言ったような大きな関係で言いますと、今までのノウハウがあるということと実績を踏まえて、今後も統廃合等が出てくるということをございますので、その中で、今までいろいろな面で経費の削減等に努力をしてきていただいているということもございまして、今回、指定しているということでございます。

一定、民間のシルバー人材センター以外でもそういうことができないのかということがあるとは思うんですが、民間でもできることはございませんけれども、高齢者の雇用の機会の活用等を踏まえて言いますと、全体的な考え方の中から言うと、シルバー人材センターは適任と考えております。

◎委員　ちょっと補足させてください。補足というと語弊があるんですけど、おそらくシルバー人材センターが使っている駐車場というか、駐輪場というか、それは市で造った駐車場に対して、労務をシルバー人材センターにお願いしている。ところが、新しい今の2つの施設は、市の予算を使わないで民間がお金をして施設を造って、その改修だけは、何年だか知りませんけれども、やっているということなので、最初の成り立ちというか、市の負担がなくて、その施設ができて、10年なり15年ぐらいたつたら、それが市のものになると……。

◎畠野交通対策課長　そういうことです。

◎委員　そこが、だから、成り立ちが違うということだと思います。

◎畠野交通対策課長　はい。

◎委員長　私もそれは理解しているんですけども、ですから、初めに、この整備をしたときに、シルバー人材センターにということではなくて、今、■委員がおっしゃったように、少なくとも委嘱でやるのか、それとも逆に別の方法でやるのかというような選択が1つあった中で、それでこういうシルバー人材センター方式というのを選択されたのかどうか、そこら辺がよくわからないんです。

◎畠野交通対策課長　今おっしゃられたように、北1とか高架下というのは、言われるとおり、最近入ったところでございますので、先ほど、一番最初に申し上げたとおり、5年前は21施設あったのが、統廃合の関係で減ってきてているという状況もございますので、一定、高齢者の雇用の機会の場所も確保できるということで市で設置していくということで、ここについては市のほうで運営していくと思って、市営ということで整備をしたものでございます。

◎委員長　私からも1つお伺いしたいんですけども、前の事例も公募によらなかつたんですけども、その場合、なぜ公募しないのかという理由が明確にならなければいけないというこ

とになったんですが、この件については、公募しない理由というのは、長年の実績と、あと高齢者の活用という市の政策があるという理解でよろしいでしょうか。

◎畠野交通対策課長 公募によらないということでございますので、先ほど言われるように、根本的には公募によるということになっていたと思いますが、施行規則で公募によらない選定の理由という中に、6条になると思うんですけれども、1項の2号、3号というところに該当するのかなということで、2号で言うと、地域の人材活用、雇用創出と地域との連携が相当程度期待できる場合と、現にその管理を行い、また、指定管理者による管理を行っている公の施設であって、当該公の施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設にかかる安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる場合と判断して、今回、指定しております。

◎委員長 わかりました。

◎委員長 それでは、以上で武蔵小金井南第2自転車駐車場外12施設に係る関係者からの説明、質疑を終了いたします。

それでは、団体の方はご退席ください。担当部局につきましては、引き続きお残りください。

(公益社団法人小金井市シルバー人材センター退席)

◎委員長 それでは、当委員会としての審議を行っていきたいと思います。何でも結構ですので、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。あと、決め方としては、結論を出した後で、附帯意見があれば、その意見を付して市長に答申するということになります。先ほどと同じです。

これ、やはり公募によらないのは、実際問題、地域の高齢者を活用したいということが結構大きな要因になっているんですかね。

◎畠野交通対策課長 実際問題、やはり高齢者の活用ということは、今後、高齢化社会に向かってという中では、一定の場所を確保していきたいという考えはあるということはございます。

◎委員 私が政策に口を出す立場ではないんですが、やっぱり効率的な行財政運営ということを考えるとすると、特に高架下だとか区画整理事業で新しく、ある程度大きなボリュームができる駐輪場については、確かに高齢者の雇用の創出というのはよくわかるんですけども、やっぱりそのところで、費用対効果の中で、もう一段、どちらの選択がいいのかなというのをしていただきたかったかなという気がします。これは、もうそういうふうに決まったので、今さらどうこうという立場じゃないんですが。

整備センター以外にも、今、民間の事業者で、いろんなところで駐輪場の事業をやるというところがたくさんありますから、金額を見ると、七千七、八百万ぐらいの金額ですので、それを出すことで高齢者の雇用を創出したほうがいいのか、そうではなくて、民間活力を使いながら効率的な行財政運営をしたほうがいいのかという、委託をする前に少し考えていただいたほうがよかったかなというふうに思って。今、もう来ていますので、このことがどうこうという立場じゃないんですが、個人的にはそう思っています。

◎委員 民間の駐輪場、誰もいないところ、いっぱいありますもんね。

◎委員長 そうですね。玉川学園駅前も市がやっているところは高齢者が詰めていますけど、ほかは全部機械で、横にジュースの自動販売機があって、それで回数券まで売っていて、およそ人は張りついてないですね。

◎委員 そうですね。だとすると、この7,500万が削減されて、何か市で別のサービスを提供するところに回せたのかな。

◎委員 それと、見積もりもここしかとってないので、そういう意味では……。

◎畠野交通対策課長 説明が悪かったので、おかしかったかもしれませんけれども、一応、自転車駐車場整備センターについても、指定管理をすることが業務としてできるので、確認をした経過はございます。入札になると、どういう状況になるかわかりませんけれども、対外的な部分で言うと、センターのほうがちょっと高かったような状況はございますけれども、全体的な考え方の中で、おっしゃられるように、今後建てていくのにはどうしたらいいかということについては、新たなところについてはどっちがいいのかというところについては当然考えていかなければいけないのかなとは思ってございまして、ただ、今現在やっている部分については、やはり一定ノウハウがあって、市民とも円滑に事業が進められていることもございますので、そのまま指定管理もしていただきたいと考えております。

◎委員長 今、指定管理でシルバー人材センターにお願いして、自転車駐輪場を運営して、あれって利益が出るものなんですか。

◎畠野交通対策課長 シルバー人材センターが利益を得るということでしょうか。

◎委員長 どこが利益を取るのかよくわかりませんけれど、事業としては赤字だけやっているのか、それとも利益が出ているものなのか、ざっくり言って、どうなんですか。とんとんということもあるかもしれません。

◎畠野交通対策課長 なかなか難しい問題なんですけれども、やはり先ほど、委員の方からもお話があったように、場所によってかなり違う状況もございますので、どちらが全般的にというと、先ほど言ったように、市はほとんど借りているところが多い状況にございますので、市有地でやれば、当然それは赤字になることはないと思いますけれども、今現在は厳しい状況です。

◎委員 去年、おととしあたり、赤字になってないですか、これ。おととし、その前と。

◎委員 シルバー人材センター自体はそうですね。駐輪場はどうなのかな。

◎畠野交通対策課長 基本的には、土地賃貸借料が出てくるので、トータルすると、指定管理料と土地賃貸借料が出てきて、収入という部分で言うと、やはりちょっと赤字になります。

◎委員長 でも、だからといって、自転車がその辺には一つと放置されても困りますから、そういう社会的なコストを吸収していると考えれば、赤字だからけしからんと言うつもりは全くないんですけどね。難しい問題ですよね。

◎委員 そうですね。市が直接雇用するのではないにしても、じゃあ、別に高齢者に限らなくて

もいいわけで、地域の雇用ということに関しては、学生だってやりたいかもしれないということもありますね。

◎委員長 ただ、高齢者の活用って考えないと、何かしてあげるよりは、何かしてもらうということを考えたほうが老人は生き生きするという話はよく聞くので。効率一辺倒でははかり切れない面はあると思いますけれどもね。

◎委員 元気な高齢者というところで。

◎委員長 それでは、結論としましては異論はないようにお見受けいたしますが、公益社団法人小金井市シルバー人材センターを指定管理者候補者として選定することについてはご異議はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、異議なしと認めますので、この団体を指定管理者候補者として選定したいと思います。

附帯意見につきまして、何かご意見がありましたら、いかがでしょうか。

◎委員 先ほどの委員長のお話のように、今回のこれも随契みたいなことになって、どういう表現にするかわかりませんけれども、先ほどのご説明では、センターの別の見積もりもとて、その比較考量の中で、こちらのほうが金額が安いということで、そのご説明、よくわかったんですけれども、委託料の選定の仕方について、もう少し公平というのか、比較というのか、何か少し工夫していただけるとありがたいかなという感じはしているんですけども。

◎委員長 それは結局、さっきの件と同じで、公募によらない理由をより明確にしてほしいということの中の1つと。

◎委員 そうですね。

◎委員長 委託料と支出の仕方が適正だから、この団体でよいのだということがはっきりすれば、我々も判断しやすいわけですよ。だから、それは事務局サイドにそういう資料を出していただきたいということで、答申に対する意見としては、要するに、これ、さっきと同じことですから、公募によらない場合はその理由をより明確にするように努めていただきたいということでよろしいですかね。

◎委員 結構です。

◎委員長 それに附帯して、今の経費の妥当性の問題が出てくると。それから、前回の附帯意見を見ますと、これは事業者に対する要請だと思いますけれども、自転車駐輪場という特性に鑑みて、安心・安全、また、そこで働いている方にとっても安心・安全が確保されるような運営をお願いしたいという条項があるんですが、これをちょっと修正して、自転車の特性が見直され、利用者の増加が予想されることに鑑み、利用者とそこで働いている方にとって安心と安全が確保されるような運営をお願いしたいということでいかがでしょうか。

◎委員 いいと思います。

◎委員長 じゃあ、それもあわせて、事業者に対する要望ということでつけさせていただきま

す。繰り返しますけれども、自転車の特性が見直され、利用者の増加が予想されることに鑑み、利用者とそこで働いている方にとって安心と安全が確保されるような運営をお願いしたい、これを意見としてつけたいと思います。2点ですね。

では、以上のとおりでよろしいでしょうか。

◎委員　はい。

◎委員長　では、諮問のとおり認め、2点、附帯意見をつけるということで決定させていただきます。

それでは、事務局からほかに何かございますでしょうか。

◎水落企画政策課長　事務局です。今後のスケジュールでございます。平成27年度は、前回、2施設やりまして、今回、2施設やりました。それ以外に、もう1施設の選定について予定をしておりましたが、現福祉会館なんですが、こちらが平成28年3月31日をもって閉館するという予定に今なってございまして、現在、取り扱いについて調整中となってございます。委員の皆様には、お忙しいところ、まことに恐縮ではございますが、残り1施設の取り扱いについて、決まりましたら、またご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ということで、1施設をやらなければ、今のところ、今年度は終わりということございます。

◎委員長　来年度って、何があるんでしたっけ。来年度は既にあるんでしたっけ。

◎水落企画政策課長　来年度は、東小金井事業創造センターが29年の3月までということなので、来年が28年度だから、これが対象になります。あと、今の委員の皆様の任期が28年2月7日までという形になってございますので、新しい任期の方たちにやっていただく形になります。だから、今年度、何にもなければ、これで、今期は最後ということになります。

◎委員長　2期までやるんでしたっけ。

◎水落企画政策課長　3期です。3期までできます。

◎委員長　じゃあ、今、3期目の方は本日が最後ということですか。

◎水落企画政策課長　■委員が3期目なので、もしかしたら、本日が最後となるかもしれません。

◎委員長　他に得がたい人材の場合は特例を設けるとか、大学ではよくそういうことがあります。じゃあ、先のことはよくわかりませんが、今年度はもうないかも知れないということです。来年度の話は、それは夏より前ですか、後ですか。

◎水落企画政策課長　期間が3月までなので、また同じぐらいの時期になるかなと思います。夏から秋にかけてですかね。

◎委員長　そうですか。じゃあ、来年の今ごろまで皆さんとはお目にかかるないかもしれないですね。それでは、本日の委員会は以上をもちまして閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後8時20分閉会)